

正会員 各位

(一社) 全国LPガス協会

押印を求める手続きの見直し等のための経済産業省関係省令の  
一部を改正する省令について (お知らせ)

標記省令が、別添のとおり令和2年12月28日付けで、公布、同日施行されました。同省令の施行により高圧法液化石油ガス保安規則及び液石法施行規則等が改正されましたのでお知らせいたします。

**【概要】**

高圧法液化石油ガス保安規則及び液石法施行規則等において、行政へ提出している様式について押印もしくは押印および署名が削除されました。

**【経産省ホームページ掲載アドレス】**

○高圧法関係

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2020/12/20201228\\_kouatsu\\_1.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/12/20201228_kouatsu_1.html)

○液石法関係

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2020/12/20201228-03.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/12/20201228-03.html)

以上

発信手段：メール

保安・業務グループ：瀬谷、橋本

経済産業省から押印廃止に係る省令改正の連絡がありましたので、お知らせします。施行日は令和2年12月28日（公布日と同日）です。

○経済産業省令第九十二号  
火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

経済産業大臣 梶山 弘志

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令

第一条 次に掲げる省令の様式中「㊟」を削る。  
一 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）様式第一、様式第六から様式第十まで、様式第二十七、様式第二十九、様式第三十、様式第三十六、様式第四十一及び様式第五十

二 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）様式第五、様式第六、様式第七、様式第十、様式第十二、様式第十三、様式第十四、様式第十五、様式第十六、様式第十七、様式第十八、様式第十九、様式第二十、様式第二十一、様式第二十二、様式第二十三、様式第二十四、様式第二十五、様式第二十六、様式第二十七、様式第二十八、様式第二十九、様式第三十、様式第三十一、様式第三十二、様式第三十三、様式第三十四、様式第三十五、様式第三十六、様式第三十七、様式第三十八、様式第三十九、様式第四十、様式第四十一、様式第四十二、様式第四十三、様式第四十四、様式第四十五、様式第四十六、様式第四十七、様式第四十八、様式第四十九、様式第五十、様式第五十一、様式第五十二、様式第五十三、様式第五十四、様式第五十五、様式第五十六、様式第五十七、様式第五十八、様式第五十九、様式第六十、様式第六十一、様式第六十二、様式第六十三、様式第六十四、様式第六十五、様式第六十六、様式第六十七、様式第六十八、様式第六十九、様式第七十、様式第七十一、様式第七十二、様式第七十三、様式第七十四、様式第七十五、様式第七十六、様式第七十七、様式第七十八、様式第七十九、様式第八十、様式第八十一、様式第八十二、様式第八十三、様式第八十四、様式第八十五、様式第八十六、様式第八十七、様式第八十八、様式第八十九、様式第九十、様式第九十一、様式第九十二、様式第九十三、様式第九十四、様式第九十五、様式第九十六、様式第九十七、様式第九十八、様式第九十九、様式第一百

七 容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）様式第一から様式第六まで、様式第九、様式第十、様式第十一、様式第十二、様式第十三、様式第十四、様式第十五、様式第十六、様式第十七、様式第十八、様式第十九及び様式第三十一  
八 冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）様式第一、様式第三から様式第四まで、様式第五、様式第六、様式第七、様式第八、様式第九、様式第十、様式第十一、様式第十二、様式第十三、様式第十四、様式第十五、様式第十六、様式第十七、様式第十八、様式第十九、様式第二十、様式第二十一、様式第二十二、様式第二十三、様式第二十四、様式第二十五、様式第二十六、様式第二十七、様式第二十八、様式第二十九、様式第三十、様式第三十一、様式第三十二、様式第三十三、様式第三十四、様式第三十五、様式第三十六、様式第三十七、様式第三十八、様式第三十九、様式第四十、様式第四十一、様式第四十二、様式第四十三、様式第四十四、様式第四十五、様式第四十六、様式第四十七、様式第四十八、様式第四十九、様式第五十、様式第五十一、様式第五十二、様式第五十三、様式第五十四、様式第五十五、様式第五十六、様式第五十七、様式第五十八、様式第五十九、様式第六十、様式第六十一、様式第六十二、様式第六十三、様式第六十四、様式第六十五、様式第六十六、様式第六十七、様式第六十八、様式第六十九、様式第七十、様式第七十一、様式第七十二、様式第七十三、様式第七十四、様式第七十五、様式第七十六、様式第七十七、様式第七十八、様式第七十九、様式第八十、様式第八十一、様式第八十二、様式第八十三、様式第八十四、様式第八十五、様式第八十六、様式第八十七、様式第八十八、様式第八十九、様式第九十、様式第九十一、様式第九十二、様式第九十三、様式第九十四、様式第九十五、様式第九十六、様式第九十七、様式第九十八、様式第九十九、様式第一百

九 液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）様式第一、様式第三から様式第四まで、様式第七、様式第八、様式第九、様式第十、様式第十一、様式第十二、様式第十三、様式第十四、様式第十五、様式第十六、様式第十七、様式第十八、様式第十九、様式第二十、様式第二十一、様式第二十二、様式第二十三、様式第二十四、様式第二十五、様式第二十六、様式第二十七、様式第二十八、様式第二十九、様式第三十、様式第三十一、様式第三十二、様式第三十三、様式第三十四、様式第三十五、様式第三十六、様式第三十七、様式第三十八、様式第三十九、様式第四十、様式第四十一、様式第四十二、様式第四十三、様式第四十四、様式第四十五、様式第四十六、様式第四十七、様式第四十八、様式第四十九、様式第五十、様式第五十一、様式第五十二、様式第五十三、様式第五十四、様式第五十五、様式第五十六、様式第五十七、様式第五十八、様式第五十九、様式第六十、様式第六十一、様式第六十二、様式第六十三、様式第六十四、様式第六十五、様式第六十六、様式第六十七、様式第六十八、様式第六十九、様式第七十、様式第七十一、様式第七十二、様式第七十三、様式第七十四、様式第七十五、様式第七十六、様式第七十七、様式第七十八、様式第七十九、様式第八十、様式第八十一、様式第八十二、様式第八十三、様式第八十四、様式第八十五、様式第八十六、様式第八十七、様式第八十八、様式第八十九、様式第九十、様式第九十一、様式第九十二、様式第九十三、様式第九十四、様式第九十五、様式第九十六、様式第九十七、様式第九十八、様式第九十九、様式第一百  
十 一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）様式第一、様式第三から様式第四まで、様式第七、様式第八、様式第九、様式第十、様式第十一、様式第十二、様式第十三、様式第十四、様式第十五、様式第十六、様式第十七、様式第十八、様式第十九、様式第二十、様式第二十一、様式第二十二、様式第二十三、様式第二十四、様式第二十五、様式第二十六、様式第二十七、様式第二十八、様式第二十九、様式第三十、様式第三十一、様式第三十二、様式第三十三、様式第三十四、様式第三十五、様式第三十六、様式第三十七、様式第三十八、様式第三十九、様式第四十、様式第四十一、様式第四十二、様式第四十三、様式第四十四、様式第四十五、様式第四十六、様式第四十七、様式第四十八、様式第四十九、様式第五十、様式第五十一、様式第五十二、様式第五十三、様式第五十四、様式第五十五、様式第五十六、様式第五十七、様式第五十八、様式第五十九、様式第六十、様式第六十一、様式第六十二、様式第六十三、様式第六十四、様式第六十五、様式第六十六、様式第六十七、様式第六十八、様式第六十九、様式第七十、様式第七十一、様式第七十二、様式第七十三、様式第七十四、様式第七十五、様式第七十六、様式第七十七、様式第七十八、様式第七十九、様式第八十、様式第八十一、様式第八十二、様式第八十三、様式第八十四、様式第八十五、様式第八十六、様式第八十七、様式第八十八、様式第八十九、様式第九十、様式第九十一、様式第九十二、様式第九十三、様式第九十四、様式第九十五、様式第九十六、様式第九十七、様式第九十八、様式第九十九、様式第一百  
十一 電気工事業務の適正化に関する法律施行規則（昭和四十五年通商産業省令第百三十三号）様式第二十四から様式第二十七まで  
十二 金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則（昭和四十八年通商産業省令第六十号）様式第一から様式第十五まで  
十三 特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）様式第一、様式第二、様式第八、様式第九、様式第十一、様式第十四から様式第十六まで、様式第二十五及び様式第二十七  
十四 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）様式第一、様式第三、様式第四、様式第五、様式第六から様式第八の二まで、様式第八の四から様式第八の十二まで、様式第八の十四から様式第十三まで、様式第十四の二から様式第十六まで、様式第十八の二の二から様式第十八の五まで、様式第十九の二から様式第二十一まで、様式第二十三から様式第二十七まで及び様式第三十

十五 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施行に伴う鉱山保安法に基づき省令の適用の特別措置等に関する省令（昭和五十三年通商産業省令第七十号）様式第一号から様式第四号まで  
十六 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）様式第十、様式第十三、様式第十五、様式第十七、様式第三十一、様式第三十四、様式第三十六及び様式第三十八  
十七 コンピナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）様式第一から様式第三まで、様式第十二、様式第二十七、様式第三十四の八、様式第三十四の十、様式第三十四の十一及び様式第三十四の十一の二

十八 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）様式第一、様式第三、様式第六から様式第七の二まで、様式第九、様式第九の二、様式第十一、様式第十二、様式第十九、様式第二十一から様式第二十二の二まで、様式第二十四から様式第二十五まで、様式第二十八、様式第三十五、様式第四十三及び様式第五十  
十九 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）様式第一、様式第四から様式第九まで、様式第十一、様式第十五、様式第十五の二、様式第十五の六、様式第十六、様式第二十、様式第二十一、様式第二十五、様式第二十六、様式第三十、様式第三十一、様式第三十五、様式第三十五の二及び様式第三十五の六  
二十 弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）様式第一から様式第六まで及び様式第八から様式第十まで  
二十一 商店街振興組合法施行規則（平成十九年通商産業省令第十二号）様式第一から様式第十一まで  
二十二 輸出入取引法施行規則（平成十九年通商産業省令第二十七号）様式第三から様式第八まで、様式第十、様式第十二、様式第十四及び様式第十七から様式第十九まで  
二十三 国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年通商産業省令第八十二号）様式第一から様式第三まで、様式第六、様式第七、様式第九、様式第十三から様式第十五まで、様式第二十一、様式第二十三、様式第二十五及び様式第二十六

第二条 次に掲げる省令の規定又は様式中「㊟」を削る。  
一 火薬類取締法施行規則第六十七条の十一  
二 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）第四十九条第一項及び第三項  
三 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第四十二条第七号  
四 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則（昭和五十三年通商産業省令第二十九号）第五条第二項、第六条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第三項  
五 深海底鉱業暫定措置法施行規則（昭和五十七年通商産業省令第三十四号）第六条第四項、第七條第一項及び第三項、第十四条第一項及び第二項

第三条 次に掲げる省令の様式中「㊟」を削る。  
一 鉱業法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第二号）様式第四から様式第七まで、様式第九から様式第十三の二まで、様式第十三の三、様式第十三の五から様式第二十五まで、様式第三十五及び様式第三十八から様式第四十四まで

〔冷凍保安規則の一部改正〕

第二十八條 冷凍保安規則の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第五から様式第七まで、様式第九、様式第十、様式第十三、様式第十四、様式第十五、様式第十九の二、様式第十九の三、様式第二十から様式第二十三まで、様式第二十五、様式第二十六、様式第三十七から様式第四十四まで、様式第四十六中「㊦」及び「3」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】又同「4」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。を附し、様式第十一、様式第十九の四及び様式第二十七中「高圧ガス保安協会」を「高圧ガス保安協会」に改め、様式第十二中「指定完成検査機関名」を「指定完成検査機関名」に改め、様式第十三中「指定輸入検査機関名」を「指定輸入検査機関名」に改め、様式第十四中「指定保安検査機関名」を「指定保安検査機関名」に改め、様式第四十七及び様式第四十八中

〔都道府県知事〕 印 を  
〔指定都府市の長〕 印 を

〔液化石油ガス保安規則の一部改正〕

第二十九條 液化石油ガス保安規則の一部を次のように改正する。

様式第二、様式第五、様式第六、様式第九、様式第十一から様式第十四まで、様式第十七、様式第十八、様式第二十一、様式第二十二、様式第二十七の二、様式第二十七の三、様式第二十八から様式第二十九まで、様式第三十一から様式第三十七まで、様式第三十九、様式第四十、様式第四十三、様式第四十五、様式第四十九、様式第五十一から様式第五十四の三まで、様式第五十四の六、様式第五十四の七及び様式第五十七中「㊦」又は「㊧」及び「3」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】「4」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】「5」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】「6」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】を附し、様式第十九、様式第二十七の四及び様式第四十一中「高圧ガス保安協会」を「高圧ガス保安協会」に改め、様式第二十中「指定完成検査機関名」を「指定完成検査機関名」に改め、様式第二十七の五中「指定輸入検査機関名」を「指定輸入検査機関名」に改め、様式第四十二中「指定保安検査機関名」を「指定保安検査機関名」に改め、様式第五十の二中「代表者 氏名」を「代表者 氏名」に改め、「4」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】を附し、様式第五十八から様式第五十九まで中

〔都道府県知事〕 印 を  
〔指定都府市の長〕 印 を

〔一般高圧ガス保安規則の一部改正〕

第三十條 一般高圧ガス保安規則の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第二、様式第五、様式第六、様式第九、様式第十一から様式第十四まで、様式第十七、様式第十八、様式第二十一、様式第二十二、様式第二十三、様式第二十八の二、様式第二十八の三、様式第二十九、様式第三十、様式第三十一、様式第三十二から様式第三十八まで、様式第四十、様式第四十一、様式第四十四、様式第四十六、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五の三まで、様式第五十五の六、様式第五十五の七及び様式第五十八中「㊦」及び「3」氏名を記載し、押印す

ることに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】「4」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】「5」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】又同「6」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】を附し、様式第十九、様式第二十八の四及び様式第四十二中「高圧ガス保安協会」を「高圧ガス保安協会」に改め、様式第二十中「指定完成検査機関名」を「指定完成検査機関名」に改め、様式第二十七の五中「指定輸入検査機関名」を「指定輸入検査機関名」に改め、様式第三十二中「指定保安検査機関名」を「指定保安検査機関名」に改め、様式第五十九及び様式第六十中

〔都道府県知事〕 印 を  
〔指定都府市の長〕 印 を

〔砂利採取業者の登録等に関する規則の一部改正〕

第三十一條 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和四十三年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

様式第二、様式第五、様式第七の二、様式第十、様式第十四及び様式第十五中「㊦」又は「㊧」及び「2」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。】又同「1」この「㊦」及び「㊧」を「㊦」及び「㊧」に改め、「記名押印」を「記名」に改め、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。】又「氏名を記載すること。】及び「3」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。】を附す。

〔ガス事業法施行規則の一部改正〕

第三十二條 砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第三、様式第四の二、様式第六、様式第七の二、様式第八から様式第十まで及び様式第十二中「㊦」又は「㊧」及び「3」氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。】又同「4」氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。】を附し、様式第五中「㊦」及び「4」氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。】を附し、「記名押印」を「記名」に改め、様式第十四及び様式第十四中「㊦」及び「3」氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。】を附し、同様記載を省略することを附す。

〔ガス事業法施行規則の一部改正〕

第三十三條 ガス事業法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第十五、様式第十九から様式第二十一まで、様式第二十三、様式第二十九、様式第三十、様式第三十六、様式第四十二、様式第四十七、様式第五十、様式第五十五、様式第五十六、様式第六十、様式第六十七、様式第七十七、様式第七十九から様式第八十一まで、様式第八十八、様式第八十九、様式第九十二及び様式第九十三中「印」及び「3」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】「4」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】「5」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】「7」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】「10」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は

(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則の一部改正)  
 第六十二条 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「記入し、かつ、押印するものとする。」を「記入するものとする。」に改め、様式第十一中「画」を削り、「記名押印」を「記名」に改め、様式第二十六中「画」及び「5」の「押印」の欄には、押印することとされている職種についてケリサインアルファベットの半角による半角を行き輪印にあっては、並記すること。」を削り、「同様式備考6を同様式備考5とする。」

(電気事業法施行規則の一部改正)

第六十三条 電気事業法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第一の十、様式第五、様式第七、様式第十三、様式第十八、様式第二十七、様式第二十九、様式第三十一の四から様式第三十一の六まで、様式第三十一の八、様式第三十一の十八、様式第三十一の二十二、様式第三十二、様式第三十九の三、様式第四十、様式第四十一の二、様式第四十三、様式第四十四、様式第四十六、様式第五十、様式第五十一、様式第五十二の二、様式第六十一の二、様式第六十二、様式第八十三の七及び様式第八十三の九中「画」又は「画」及び「3」氏名を記載し、押印することと代えて、署名することとすることができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。「4 氏名を記載し、押印することと代えて、署名することとすることができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「5 氏名を記載し、押印することと代えて、署名することと代えて、署名は必ず本人が自署するものとする。」「6 氏名を記載し、押印することと代えて、署名することと代えて、署名は必ず本人が自署するものとする。」「7 氏名を記載し、押印することと代えて、署名は必ず本人が自署するものとする。」「8 氏名を記載し、押印することと代えて、署名は必ず本人が自署するものとする。」「9 氏名を記載し、押印することと代えて、署名は必ず本人が自署するものとする。」「10 氏名を記載し、押印することと代えて、署名は必ず本人が自署するものとする。」「11 氏名を記載し、押印することと代えて、署名は必ず本人が自署するものとする。」「12 氏名を記載し、押印することと代えて、署名は必ず本人が自署するものとする。」「13 氏名を記載し、押印することと代えて、署名は必ず本人が自署するものとする。」「14 氏名を記載し、押印することと代えて、署名は必ず本人が自署するものとする。」「15 氏名を記載し、押印することと代えて、署名は必ず本人が自署するものとする。」を「14 氏名を記載し、押印することと代えて、署名は必ず本人が自署するものとする。」に改め、様式第一の五、様式第一の七から様式第一の九まで、様式第六、様式第八から様式第十一まで、様式第十四から様式第十七まで、様式第十九から様式第二十六の三まで、様式第二十八、様式第三十から様式第三十一の三まで、様式第三十一の七、様式第三十一の十一、様式第三十一の十三から様式第三十一の十六まで、様式第三十一の十九から様式第三十一の二十一の三まで、様式第三十一の二十三から様式第三十一の二十八まで、様式第三十九、様式第四十一、様式第四十五、様式第四十七から様式第四十九まで、様式第五十三、様式第六十二の二から様式第六十三まで、様式第六十四、様式第六十七の五、様式第六十九、様式第七十一、様式第七十七、様式第七十八の六、様式第七十八の七、様式第八十、様式第八十三の二、様式第八十三の四から様式第八十三の六まで、様式第八十三の八、様式第八十三の十、様式第八十三の十一及び附則様式第二中「印」「㊦」又は「画」及び「2 氏名を記載し、押印することと代えて、署名することと代えて、署名は必ず本人が自署するものとする。」を「1」用紙及び「用紙」に改め、様式第三十九の二中「印」及び「3 氏名を記載し、押印することと代えて、署名することと代えて、署名は必ず本人が自署するものとする。」を「1」用紙及び「3 氏名を記載し、押印することと代えて、署名は必ず本人が自署するものとする。」に改める。

(工業所有権の手続料等を現金により納付する場合における手続に関する省令の一部改正)  
 第六十四条 工業所有権の手続料等を現金により納付する場合における手続に関する省令(平成八年通商産業省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「住所若しくは居所又は事務所において使用しようとする印鑑」を「又は住所若しくは居所」に、「様式第三又は様式第四」を「又は様式第三」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「住所若しくは居所又は事務所において使用しようとする印鑑」を「又は住所若しくは居所」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が前項の規定による届出をするときは、同項の書面に提出者(代理人を除く。)の印を押さなければならぬ。  
 第三条の二第一項第四号を削る。  
 第四条第三項を削る。

第五条第三項中「特許法施行規則」の下に「昭和三十五年通商産業省令第十号」を加える。  
 様式第一中「画」又は「識別マーク」及び「㊦」又は「識別マーク」を削り、同様式の備考7を削り、同様式の備考8中「印刷し、代筆者の印を捺す」を「印刷する」に改め、同備考を同様式の備考7とし、同様式中備考9を備考8とし、備考10から備考13までを一ずつ繰り上げ、同様式の備考14を削り、同様式中備考15を備考13とし、備考16から備考20までを一ずつ繰り上げる。

様式第二の備考4中「9 号及び13から18」を「8 号及び12から16」に改める。  
 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正)  
 第六十五条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第六十六條 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の一部を次のように改正する。

様式第五、様式第十、様式第十四から様式第十八まで、様式第二十、様式第二十六、様式第二十九から様式第三十一まで、様式第三十三、様式第三十六から様式第三十八まで、様式第四十、様式第四十三の二から様式第四十四まで、様式第四十六、様式第四十八、様式第四十九の二から様式第四十九の六まで及び様式第五十六から様式第五十八まで中「㊦」及び「3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することと代えて、署名は必ず本人が自署するものとする。」を記載し、押印することと代えて、署名は必ず本人が自署するものとする。」及び「4 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することと代えて、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削る。」に改め、様式第八、様式第二十三中「㊦」及び「押印」を削る。

(買易関係買外取引等に関する省令の一部改正)  
 第六十七条 買易関係買外取引等に関する省令(平成十年通商産業省令第八号)の一部を次のように改正する。

別紙様式第一及び別紙様式第二中

「申請者」	「申請者」
「申請者の氏名」	「申請者の氏名」
「申請者の住所」	「申請者の住所」
「申請者の電話番号」	「申請者の電話番号」
「申請者の住所」	「申請者の住所」
「申請者の電話番号」	「申請者の電話番号」

「印」は「記名押印」をする者を「氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄に「銀行等又は資金移動業者確認印」を「銀行等又は資金移動業者確認印」に改める。